

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人むかわ町社会福祉協議会

I 事業方針 ～ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり～

近年の少子高齢化や住民生活の多様化、景気の低迷等を背景に、住民生活に様々な課題が生じております。社会福祉協議会（以下「社協」）は、地域福祉の推進役として、住民、行政、関係機関と協働しながら地域の福祉力を高めていくことが求められています。

社協が策定した「第4期地域福祉実践計画」は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間としており、社会・経済情勢の変化や社会福祉の動向などに呼応するため、必要に応じて、計画内容等の見直しを行います。

今年度は、鶴川町、穂別町合併10周年を契機に社協の活動社協について理解いただけますよう、これまで以上に周知とPRに努めるとともに、町内関係者、ボランティア団体、行政、共同募金委員会等との連携を強化し、町民から信頼と期待される社協を目指して取り組んでまいります。

II 重点推進目標

1. 第4期地域福祉実践計画の推進
2. 自主財源の推進（社協会員加入の推進）
3. 日常生活自立支援事業の推進

III 法人運営事業

1. 法人運営の推進・強化

社会福祉法人としての適切な運営と事業の推進強化を図るため、三役会、理事会、評議員会、定期監査、部会会議等を定期的に実施する。

- (1) 会務運営：三役会、理事会、評議員会、定期監査
- (2) 部会運営：総務部会及び福祉事業部会
- (3) 委員会運営：ボランティアセンター運営委員会、広報編集委員会、生活福祉資金貸付調査委員会、たすけあい金庫貸付運営委員会、広告掲載審査委員会
- (4) 役職員及び評議員に対する計画的な研修の実施及び参加
- (5) 新会計基準の整備に伴い、適切な経理事務を行い収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握する。

2. 本所・支所の組織・機構の充実

- (1) 正職員を育成し、将来幹部としての登用等を意識し、社協として理念や目的を実現していくための組織・機能の充実に努める。
- (2) 職員の質の向上への取り組みとして、社会福祉士等の資格取得を促進するとともに職員能力向上研修会等への積極的参加を促す。
- (3) 職員倫理規程を遵守し職員会議等でコンプライアンスの理解を深める。
- (4) 社協内部の職員会議を開催（年4回）、業務別会議（ミーティング）の開催。
- (5) 多様な住民の福祉ニーズに対応するため、地域の実態やニーズを的確に把握する体制として、「生活支援専門員」「生活支援員」を配置する。
- (6) 地域福祉を一層推進するため、「社会福祉活動専門員」を配置する。

3. 法人財源基盤の強化

- (1) 賛助会員、特別会員の入会啓蒙活動を実施し独自財源の確保に努める。
- (2) 法人の財政基盤を強化するため、独自財源の確保に努める。
 - ①社協広報誌「ふくしだより」への企業等の有料広告掲載に係る啓蒙活動強化
 - ②行政等事業受託、収益事業の可能性の模索
 - ③公費の適正な財源確保を図る必要性について、むかわ町への理解と協力を積極的に働きかける。
 - ④共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）は社会福祉協議会の貴重な自主財源となることから、共同募金委員会と連携を図り、運動の啓蒙と募金の協力を行う。

4. 社協事務所・福祉活動拠点施設として有効利用

本所、支所事務所は、むかわ町の理解のもと十分なスペースと明るい環境のもと、社協専用スペースとして高齢者や障がいのある方、その介護者、ボランティア、協力員等誰もが気軽に立ち寄れる場所として有効に活用する。

相談業務で、来所される方のプライバシー確保を図る環境整備の要望に努める。また、福祉活動拠点として、住民の福祉活動拠点となる施設機能を持った「介護予防センター」「町民センター」等をサロン事業等で有効に利用する。

5. 苦情解決システムの定着化

福祉サービス利用者支援のため、苦情があった際には誠心誠意対応し、事情調査に取り組み、解決に向けて苦情解決システムの定着化に努める。

6. 地域福祉力を高める協働化の構築

社協の固有の役割と機能への理解と運営への支援を得るために、行政との協働の確立、医療・福祉、学校、その他の関係機関・団体、住民との「参画と協働」のネットワークづくりに努め、積極的に地域ケア会議及びサービス担当者会議等で情報の共有及び交換を図る。

7. 第4期地域福祉実践計画の適正運用及び見直し

第4期地域福祉実践計画の進捗状況や事業評価等を行い、適正な運用を図ります。社会・経済情勢の変化や社会福祉の動向などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを総務部会及び福祉事業部会で行う。

IV 広報・啓発事業

1. ふくしだよりの発行、各種情報の提供

- (1) ふくしだより（ボランティア情報誌を含む）を、年6回発行、全戸配付する。
- (2) 社協概要を発行し、福祉関係機関などに配布する。
- (3) 地域活動を推進するため、各種情報を掲示板等で提供する。

- (4) むかわ町社会福祉協議会のホームページを定期的に更新し、ボランティア活動や福祉活動、各種事業等の情報の充実に努め、新着情報や事業報告をタイムリーに情報発信し、地域福祉に対する理解と認識を高める。
- (5) 報道機関への積極的な報道依頼を展開する。

V 地域福祉活動事業

1. 第3回むかわ町社会福祉大会の開催

合併10周年を記念して、社会福祉関係者及び町民が一堂に会し、豊かな地域福祉社会について考えるとともに永年にわたって社会福祉の発展に貢献された方々の顕彰を行い、さらに社会福祉に造詣の深い講師による記念講演を同時にを行うことで、地域福祉の更なる啓発を目的とし開催する。

2. 地域ネットワーク事業の推進

ふれあい広場の検討

地域住民が誰でも気軽に参加し、お年寄りや心身にハンディキャップのある方、児童や生徒が一緒になって「ふれあい」の場をとおして、福祉活動に対する住民の理解をより深めるため、参加された方々が支え合い、人に優しい心の「わ」の広がりと、今後の地域福祉活動の推進を図るためテーマは、「思いやりと支え合いで築こうむかわの『輪』」を掲げ、屋内での実施検討を含め実行委員会を組織して開催する。

3. 自治会活動推進事業

(1) 地域福祉活動推進奨励事業

高齢化が急ピッチで進行し、ひとり暮らし高齢者の孤独死や介護疲れによる悲しい事件が起きるなど、さまざまな社会問題が発生している。「誰もが健康で安心して生活できる地域社会」にするには、地域（町内会・自治会）での高齢者や障がいの方々を地域が連帯して支え合う取り組みが不可欠である。

これらの活動を町内会・自治会に奨励し、地域ぐるみで福祉活動を推進するために、①見守り活動②日常生活支援活動③社会参加活動を実践した地区に活動費の一部を助成する。

(2) 福祉委員活動の推進

町内各地域において福祉に関する問題や要望を発見し、助け合い活動を展開して地域の人たちと共に福祉のまちづくりを進める「地域福祉活動家」である福祉委員を配置するとともに、福祉の啓発活動、ふれあい交流活動、助け合い活動、社協事業等の協力など具体的に推進するために、情報交換のための会議や新任者のための研修を実施する。

4. 福祉活動車両及び福祉機器・備品の貸与事業

- (1) リフト付きワゴン車を整備し、地域福祉活動を実践する地域・団体に、福祉活動車両として貸与する。
- (2) 車椅子や歩行器など福祉機器を無償で貸与する。
- (3) 行事用テント、布団乾燥機やポットなどの備品を無償で貸与する。

5. 生活改善合理化普及奨励事業及び社協葬祭協力

- (1) 生活改善合理化による虚礼廃止を奨励し、慶弔用ハガキを作成し提供する。
- (2) 会員加入自治会・町内会が主体で行われる葬祭に協力する。
- (3) 町民の弔慰に関して、故人への追悼と敬意を表するため、レタックスにより弔慰文を送付する。

6. 福祉団体助成事業

- (1) 民生児童委員協議会・遺族会への活動費の助成と支援を行う。
- (2) 自治会婦人部連絡協議会への活動費の助成を行う。

7. 高齢者福祉活動事業

- (1) 老人クラブ活動への支援

スポーツ大会、ボランティア活動を通じて社会参加をする等、健康の増進とふれあいの機会を拡充するとともに、生きがいを持って生活できるよう支援する。

- (2) いきいきふれあいサロンの推進

65歳以上でデイサービスに通っていない、外出の機会が少なくなった高齢者を対象に、毎月ないし隔月に軽い体操やレクリエーション、そして昼食を共にしながら憩いの場、孤独感の解消、心身の健康維持増進等交流の場づくり事業として実施する。町の「あった〇事業」の対象事業として支援する。

- (3) 男の料理教室の推進

60歳以上の男性を対象に料理の基礎技術等を習得し、日常生活において栄養バランスの良い食事を心がけることにより、生活環境の改善、増進を図り、健康、福祉に繋げる。

- (4) 地区敬老会などへの祝品の贈呈

地区敬老会や施設の敬老会に参加し、長寿を祝い祝品の贈呈をする。

8. 障がい者福祉活動事業

- (1) 身障者福祉協会むかわ支部に、活動費を助成する。

9. 児童・青少年福祉活動事業

- (1) 子供会連絡協議会に、活動費を助成し支援を行う。

- (2) 児童生徒健全育成事業（親子バス遠足）

ひとり親・障がい児のいる世帯等の青少年が、集団生活の中で仲間に對して思いやりのある心を育て、交流及び研修を深めることを目的とする。

10. 母子・父子福祉活動事業

- (1) つくしの会（母子会）に、活動費を助成し支援する。

- (2) 低所得世帯のひとり親家庭児童・生徒修学旅行支度金助成事業

- (3) 低所得世帯のひとり親家庭児童・生徒入学・卒業支度金助成事業

生活に困っているひとり親家庭の児童・生徒に対して、小学校入学時に就学支度金の助成と希望者にランドセル（赤又は水色限定）を贈呈する。

また、中学校卒業時に進学・就職支度金を助成する。

VI 在宅福祉サービス事業

1. 受託事業

(1) 外出支援サービス事業

公共交通機関を使用できない高齢者等に、町内の病院や入浴等送迎サービスを実施する。

(2) 配食サービス事業

地域の独居高齢者や、高齢者夫婦世帯等を対象にボランティアによる見守り活動を含めた配食活動を実施する。

2. 生活支援事業

(1) 高齢者等生活支援事業

制度の狭間にある多様な福祉ニーズに弾力的に対応するため、社協の独自事業として次の事業を実施する。

生活支援事業内容	支援額・利用料
ア. おでかけ支援事業 在宅の独居及び老夫婦等で、とじこもりがちな高齢者に対して、お楽しみ行事、買い物、交流会、ドライブ、温泉入浴等へのおでかけを支援する事業	利用者負担額 必要に応じて実費相当額
イ. 独居老人等窓ビニール張り事業 老朽住宅に居住する在宅高齢者等で、窓にビニールを張ることによって、少しでも暖かい生活ができるよう支援する事業	利用者負担額 無料
ウ. 災害見舞金の支給事業 火災、風水害等により、家屋等が使用に耐えない程に焼失、流失、崩壊した町民に、見舞金を支給する。	支援額 1世帯あたり 1万円
エ. 寝具洗濯サービス事業 寝具類の衛生管理が困難な世帯で、65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者のうち介護保険の要介護及び要支援のもの及び重度障がいの方を対象とする。	無料 利用者1人につき、掛・敷・毛布の各1枚づつ(年1回)

(2) 日常生活自立支援事業の推進

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等で判断能力に不安のある方を対象に、その方の権利を擁護し、地域で安心して自立した生活が送れるようパンフレット等広報物を活用、広報誌、ホームページへの掲載を行い、事業周知を図り専門員及び生活支援員が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等の支援を行う。

(3) 長寿祝い金贈呈事業

満100歳に達した長寿者に長寿祝い金を贈呈する。

- (4) 歳末たすけあい助成事業
歳末たすけあい時勢の検討
①歳末見舞金（品）を支給（贈呈）する。
②おせち料理を配食する。
③地域福祉サービス事業
ア. 独居高齢者世帯等ビニール張り（再掲）
老朽住宅に居住する在宅高齢者等で、窓にビニールを張ることによって、少しでも暖かい生活ができるように支援する。
イ. 家事援助サービス利用券配付事業
自力で家事を行うことが困難な高齢者等に「家事援助サービス利用券」を配布して、家事援助を行う。

VII ボランティア活動事業

1. ボランティアセンターの運営

町内におけるボランティア活動中間介在支援機関として、日常的なボランティアコーディネートをはじめ、各種研修事業の開催、助成事業等を通して、むかわ町におけるボランティア活動を活性化します。

(1) コーディネーターの配置

ボランティアセンター活動を推進するために、ボランティアコーディネーターを配置し、地域住民や福祉関係機関などの課題把握を図り、ボランティア活動の実践情報や個人における活動希望の情報を集約し、適切なコーディネートを図る

(2) ボランティア活動の相談・助言

ボランティア活動の相談・助言に努める。

(3) ボランティア提供者の登録

趣味や特技をもっている方の登録及び活用を図り、利用者の希望に応えられるよう斡旋・調整の機能充実に努める。

(4) ボランティア情報資料運営事業

図書・資料、ビデオ・DVDの閲覧貸出を実施する。

2. ボランティア活動事業の推進

(1) ボランティア団体の育成・連携

ボランティア団体活動の推進を図るため、一部経費の助成をする。

(2) ボランティア養成研修及び活動研修会の実施

ボランティア活動を実践している活動者やボランティア活動に興味関心を持つ地域住民に対し、研修の機会を設け、ボランティア活動の底上げを目指すと共に、各種ボランティア事業への参加、実践者を育てまた、学童等のボランティア活動を町民に報告し活動の幅を広げる研修会を実施する。

(3) ボランティア交流体験学習等の検討及び実施

地域社会には、子供、お年寄り、心身に障がいを持つ様々な人が生活している。生きることの尊さや支え合うことの大切さを学ぶ場として、学校及び関係機関と協働し、子どもたちがボランティア活動等を通して地域に関わることのできる機会を設けるため協議しながら実施する。

(4) ボランティアアドバイザーなどの実践活動の実施（なかよし広場）

「ボランティアアドバイザー研修」及び「ボランティア養成研修」を終え、実際に実践できる場を提供し、今後のボランティア活動の一層の振興を図るため、鶴川地区は町内の拠点施設を利用し6地区で、穂別地区は4地区でなかよし広場を実施する。町の「あった〇事業」の対象事業として支援する。

(5) ボランティア研修・交流会事業への参加

各種ボランティア研修会等に参加し、ボランティア活動者などの情報交換による活動推進、向上に努める。

(6) ボランティア実践者の保険加入促進

ボランティア活動中での事故に備え、実践者の保険加入を促進する。

(7) 学童・生徒ボランティア活動普及指定校に、活動費を助成する。

町社協指定校 2校 鶴川中学校（平成26年度～平成27年度）

穂別高校（平成26年度～平成27年度）

(8) リサイクル活動事業（収集ボランティア）の推進

リングプル、古切手、書き損じハガキ、使用済みテレホンカード回収等のリサイクル活動を奨励する。

VII 生活福祉資金・たすけあい金庫貸付事業

(1) 町内に在住する生活困窮者などに対し、その世帯の援護、自立更正、療養、住宅等の福祉資金の貸付事業を行う。（道社協が実施主体、市町村社協が窓口）

(2) 失業や減収で生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている低所得世帯の生活支援、住居確保、生活立て直しなどの資金として、総合支援資金の貸付事業を行う。（道社協が実施主体、市町村社協が窓口）

(3) 高等学校、大学等へ入学又は、就学する低所得世帯に対して教育支援資金の貸付事業を行う。（道社協が実施主体、市町村社協が窓口）

(4) 住宅用資産を有するものの、現金収入が少なく生計の維持が困難である高齢者に対して、不動産担保型生活資金の貸付事業を行う。（道社協が実施主体、市町村社が窓口）

(5) 生活困窮者に対して、応急生活資金、応急医療費などの生活つなぎ資金として、たすけあい金庫貸付事業を行う。

IX 心配ごと相談事業

心配ごと相談所を設置し、生活しているなかでの困りごとや心配ごとについて、職員が相談に対応します。法的な専門知識を必要とする場合には、関係機関へ引き継ぎ、問題解決や不安解消へのお手伝いを致します。また、行政からの要請を受け「行政相談週間」に心配ごと相談員として職員の派遣を行う。